

改正 平成 19 年 7 月 31 日新人委第 313 号
改正 平成 19 年 12 月 26 日新人委第 659 号
改正 平成 20 年 3 月 10 日新人委第 813 号
改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 890 号
改正 平成 20 年 11 月 27 日新人委第 655 号
改正 平成 21 年 5 月 29 日新人委第 206 号
改正 平成 22 年 3 月 9 日新人委第 906 号
改正 平成 22 年 4 月 14 日新人委第 18 号
改正 平成 22 年 11 月 30 日新人委第 651 号
改正 平成 23 年 3 月 7 日新人委第 885 号
改正 平成 23 年 12 月 14 日新人委第 637 号
改正 平成 24 年 11 月 29 日新人委第 573 号
改正 平成 26 年 12 月 24 日新人委第 576 号
改正 平成 27 年 3 月 11 日新人委第 752 号
改正 平成 28 年 2 月 29 日新人委第 630 号の 2
改正 平成 28 年 3 月 30 日新人委第 687 号の 4
改正 平成 28 年 12 月 28 日新人委第 625 号の 3
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 9
改正 平成 29 年 11 月 30 日新人委第 523 号の 3
改正 平成 30 年 3 月 29 日新人委第 782 号の 4
改正 平成 30 年 12 月 28 日新人委第 679 号の 2
改正 平成 31 年 3 月 25 日新人委第 921 号の 2
改正 令和 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 3
改正 令和 2 年 3 月 23 日新人委第 838 号の 2
改正 令和 2 年 5 月 29 日新人委第 142 号の 2
改正 令和 3 年 3 月 31 日新人委第 814 号
改正 令和 4 年 9 月 15 日新人委第 401 号
改正 令和 4 年 12 月 26 日新人委第 640 号
改正 令和 5 年 3 月 29 日新人委第 860 号

新人委第 23 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

期末手当及び勤勉手当の支給について

期末手当及び勤勉手当の支給について下記のとおり定めたので、通知します。

記

- 1 基準日に離職し、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は、条例第22条第1項及び第23条第1項の「それぞれ在職する」職員に含まれる。
- 2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。
 - (1) 休職者の場合には、条例第28条に規定する支給率を乗じない給与月額
 - (2) 条例第27条、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第3項若しくは第15条の2第3項又は新潟市職員の修学部分休業に関する条例（平成28年新潟市条例第61号）第3条の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額
 - (3) 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
 - (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）又は新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年条例第35号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）の場合には、外国派遣条例第4条第1項又は公益的法人等派遣条例第4条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
 - (5) 条例第22条第4項の「これらに対する地域手当の月額」とは、俸給の月額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、俸給の月額を算出率（新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）第18条の規定により読み替えられた給与条例第5条第1項に規定する算出率をいう。）で除して得た額。次号において同じ。）及び扶養手当の月額の合計額に地域手当の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、新潟市職員の地域手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第34号。以下「地域手当規則」という。）第6条の規定による額。次号において同じ。）

をいう。

(6) 条例第 22 条第 5 項及び第 23 条第 4 項の「これに対する地域手当の月額」とは、俸給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(7) 条例第 23 条第 3 項の「これに対する地域手当の月額」とは、扶養手当の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

3 条例第 22 条の 3 第 1 項第 2 号の「その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、離職した者の逮捕の理由となった犯罪又は離職した者が犯したと思料される犯罪(以下この項及び第 6 項において「逮捕の理由となった犯罪等」という。)に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。ただし、例えば、離職した者が死亡した場合又は離職した者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があった場合には、離職した者が当該逮捕の理由となった犯罪等に関し起訴される可能性がないため、一時差止処分を行わないものとする。

4 条例第 22 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分を受けた者から当該一時差止処分の取消しの申立てがあった場合には、任命権者は、当該事情の変化の有無を速やかに確認するものとする。

5 条例第 22 条の 3 第 3 項ただし書の「その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、一時差止処分を受けた者が現に勾留されているとき等をいう。

6 条例第 22 条の 3 第 4 項の「期末手当の支給を差し止める必要がなくなった」場合とは、例えば、離職した者が死亡した場合又は離職した者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があった場合をいう。

7 条例第 23 条第 3 項各号の「第 1 項の職員」、新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 41 号。以下「規則」という。)第 21 条第 1 項の「条例第 23 条第 1 項の職員」及び第 24 項の「条例第 23 条第 1 項の職員」には、規則第 17 条各号に掲げる職員を含まないものとする。

8 規則第 3 条第 3 号本文の「人事委員会の定める者」は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 60 条の 2 第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律 260 号。以下「法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

9 規則第 8 条第 2 項第 2 号ア及びイの「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日(育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。)までの期間をいう。

10 規則第3条第3号ウ及び規則第9条第1項第8号（規則第22条第1項において準用する場合を含む。）の「人事委員会が定める者」は、次に掲げる者とする。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員（規則第9条第1項第8号に該当する場合にあっては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、当該法人の職員が引き続き一般職員（条例第31条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。以下同じ。）となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている法人の職員に限る。）

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下この号においてこれらを「公社等」という。）の職員のうち次に掲げる要件のいずれにも該当する職員（公社等の業務及び任命権者の業務の必要上両者の相互了解の下に行われる計画的な人事交流によらないで、公社等の職員となり、又は一般職員となった者を除く。）

ア 期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。この号及び次号において「期末手当等相当給与」という。）の支給について、基準日に相当する日前に公社等を退職し、その退職に引き続き一般職員となった場合に、当該職員に対して期末手当等相当給与を支給しないこととしている公社等であること。

イ 期末手当等相当給与の基準日に相当する日が6月1日及び12月1日である公社等であること又は当該基準日に相当する日がこれらの日と異なる場合において、一般職員から公社等の職員となった場合の期末手当等相当給与の支給、一般職員としての在職期間の公社等の職員としての在職期間への通算、公社等の職員から一般職員となった場合の基準日に相当する日の取扱い等に関し、その異なることを調整するための措置を講じている公社等であること。

ウ 公社等の業務及び任命権者の業務の必要上両者の相互理解の下に計画的な人事交流が行われる公社等であること。

(3) その他人事委員会が前各号に掲げる職員に準ずると認める者

11 規則別表第1の職員欄の「人事委員会が定める職員」は、それぞれ次の表の俸給表欄に対応し該当する加算割合欄に掲げる職員とする。

俸給表	加算割合	職員
医療職 俸給表(2)	100分の5	25号俸以上の俸給を受ける職員
医療職 俸給表(3)	100分の10	准看護師で当該年における4月1日現在において満47歳以上の職員
	100分の5	25号俸以上の俸給を受ける職員

消防職 俸給表	100 分の 10	主任職の職にある消防司令 職務の級が 5 級の職員及び職務の級が 4 級の職員で 53 号俸以上の俸給を受ける消防司令補
		65 号俸以上の俸給を受ける消防士長
	100 分の 5	前号に規定する以外の消防司令補及び消防士長又は 職務の級が 4 級以上の職員

12 削除

13 規則第 9 条第 1 項第 7 号(規則第 22 条第 1 項において準用する場合を含む。)の人事委員会の定める国家公務員又は他の地方公共団体の職員は、次に掲げる場合に該当する国家公務員又は他の地方公共団体の職員とする。ただし、期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給について、一般職員としての在職期間を国家公務員又は他の地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めていない国家公務員又は他の地方公共団体の職員であった場合を除く。

- (1) 国又は他の地方公共団体の業務の本市への移管により、国家公務員又は他の地方公共団体の職員が一般職員となった場合
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、国家公務員又は他の地方公共団体の職員が、国又は地方公共団体の業務と密接な関連を有する本市の業務の必要上、本市と国又は当該地方公共団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、一般職員となった場合

14 規則第 11 条の規定により人事委員会に通知する場合には、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一時差止処分の対象とする者(以下「処分対象者」という。)の氏名、生年月日及び住所
- (2) 処分対象者の採用年月日及び離職年月日
- (3) 処分対象者の離職の日における所属部課及び職
- (4) 一時差止処分の根拠条項
- (5) 被疑事実の要旨及び処分対象者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (6) 処分対象者から事情を聴取した場合又は被疑事実に関し調査した場合は、聴取した年月日及びその聴取した内容の要旨又は調査により判明した事項
- (7) 処分対象者が逮捕又は起訴されている場合は、その旨及びその年月日
- (8) 一時差止処分の対象となる期末手当又は勤勉手当の支給日及び支給額
- (9) 一時差止処分の予定日
- (10) その他参考となる事項

15 規則第 14 条の規定により一時差止処分を受けた者及び人事委員会に通知する場合には、次に掲げる事項について行うものとする。この場合において、人事委員会に通知するときは、一時差止処分書の写し及び条例第 22 条の 3 第 5 項(条例第 23 条第 6 項及び第 28 条第 8 項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(次項において「処分説明書」という。)の写しを添付するものとする。

- (1) 一時差止処分を受けた者の氏名
 - (2) 一時差止処分を行った年月日
 - (3) 一時差止処分を取り消した理由及び年月日
 - (4) 支給した期末手当又は勤勉手当のそれぞれの額及び支給年月日
 - (5) その他参考となる事項
- 16 規則第 21 条第 2 項第 6 号の「勤務しなかった期間」とは、療養休暇(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病に起因する場合を除く。)を与えられた期間及び労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 68 条の規定に基づいて就業を禁じられたことにより勤務しなかった期間のすべての期間を合算(1 時間を単位とする療養休暇の時間を日に換算するときは、7 時間 45 分をもって 1 日とする。)したものをいい、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年新潟市規則第 9 号)第 12 条第 1 項第 5 号に規定する特別休暇の期間は、これに含まない。
- 17 規則第 8 条、第 9 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の期間の計算については、次に定めるところによる。
- (1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 143 条の例による。
 - (2) 1 月に満たない期間が 2 以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は 7 時間 45 分(定年前再任用短時間勤務職員又は育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付育児短時間勤務職員」という。))であった期間にあっては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあっては、当該一定時間。以下この号において「算定期間」という。))における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第 3 条第 2 項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に 7.75 を乗じて得た時間)をもって 1 日とする。
 - (3) 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間(休職にされていた期間を除く。)及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第 21 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に定める 30 日を計算する場合は、次による。
 - ア 勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日、勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休時間を

指定された日並びに条例第 27 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（第 5 号において「週休日等」という。）を除く。

イ 勤務時間条例第 3 条第 2 項の規定により勤務時間が 1 日につき 7 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付育児短時間勤務職員であった期間にあつては、前号括弧書の規定により求めた時間）となるように割り振られた日については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における規則第 21 条第 2 項第 5 号に規定する期間を計算する場合は、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは 7 時間 45 分をもって 1 日とし、日を月にするときは 30 日をもって 1 月とする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における負傷又は疾病により勤務しなかった期間及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第 21 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に定める 30 日を計算する場合は、次の例による。

ア 週休日等を除く。

イ 日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは 7 時間 45 分をもって 1 日とし、日を月に換算するときは 30 日をもって 1 月とする。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付育児短時間勤務職員であった期間のうち、前 2 号から前号までの規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

18 規則第 23 条及び第 24 条に規定する勤務成績の証明は、当該職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。

19 規則第 23 条第 1 項第 4 号及び第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる「勤務成績が良好でない職員」は、基準日以前 6 箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に該当する職員で、第 1 号又は第 2 号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき規則第 23 条第 1 項第 4 号又は第 24 条第 1 項第 3 号に掲げる「勤務成績が良好でない職員」に該当したもの（当該事実以外の事実に基づき基準日以前 6 箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる「勤務成績が良好でない職員」に該当しないものとして取り扱うことができる。

(1) 懲戒処分を受けた場合

(2) 訓告その他の矯正措置を受けた場合

(3) 懲戒処分又は訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった場合（当該事実

基づき第1号又は第2号に該当することとなった場合を除く。)

(4) 正当な理由なく勤務を欠いた場合

(5) その者の職務について監督する地位にある者から、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた場合又はこれに相当すると認められる場合

20 第19項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 100分の40以下(特定幹部職員にあつては、100分の30以下)

イ 減給の処分を受けた職員 100分の50以下(特定幹部職員にあつては、100分の50以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の60以下(特定幹部職員にあつては、100分の70以下)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 100分の20以下(特定幹部職員にあつては、100分の15以下)

イ 減給の処分を受けた職員 100分の25以下(特定幹部職員にあつては、100分の25以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 100分の30以下(特定幹部職員にあつては、100分の35以下)

21 第19項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で任命権者があらかじめ定める割合によるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の60超100分の70以下(特定幹部職員にあつては、

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の30超100分の35以下(特定幹部職員にあつては、100分の35超100分の45以下)

22 規則第23条第3項の人事委員会が定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 規則第23条第1項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ任命権者がその成績率を定める職員の総数に占める次に定める割合以上の割

合

ア 特定幹部職員以外の職員 100 分の 5

イ 特定幹部職員 100 分の 3

(2) 規則第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ任命権者がその成績率を定める職員の総数に占める次に定める割合以上の割合

ア 特定幹部職員以外の職員 100 分の 25

イ 特定幹部職員 100 分の 25

23 任命権者は、規則第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定により職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、任命権者は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

(1) 特定幹部職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 任命権者に所属する条例第 23 条第 1 項の職員(特定幹部職員を除く。)の勤勉手当基礎額に同条第 3 項第 1 号に規定するそれぞれの月額を合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額

イ 特定幹部職員 任命権者に所属する条例第 23 条第 1 項の職員(特定幹部職員に限る。)の勤勉手当基礎額に同条第 3 項第 1 号に規定するそれぞれの月額を合計額を加算した額に 100 分の 120 を乗じて得た額の総額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 特定幹部職員以外の職員 任命権者に所属する条例第 23 条第 1 項の職員(特定幹部職員を除く。)の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

イ 特定幹部職員 任命権者に所属する条例第 23 条第 1 項の職員(特定幹部職員に限る。)の勤勉手当基礎額に 100 分の 57.5 を乗じて得た額の総額

24 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数処理は、地域手当規則第 6 条及び規則第 27 条並びに第 2 項第 5 号から第 7 号までの規定による。